

地裁、特定評価会社株式に係る更正請求認めず

比準要素数1の会社の株式は原則方式とは異なる方法で評価

「比準要素数1の会社の株式」の評価方法が争点となった事案で、東京地裁民事3部（篠田賢治裁判長）は令和7年4月23日、更正すべき理由がない旨の通知処分を適法とした。

原告は当初申告において、本件株式を「特定の評価会社の株式」に該当するとして、財産評価基本通達（評価通達）189-2ただし書きに定める評価方法により申告したものの、原則的な方法により算定すべきであったと主張したが、東京地裁は、当初申告は合理的な方法であったとして、更正の請求を認めなかった。

評価通達189-2ただし書きによる評価方法は合理的

原告は父の死亡に伴い、取引相場のないA社（本件評価会社）の株式を相続した。

本件評価会社は「中会社」に該当するが、評価通達183に定める3つの比準要素のうち、「1株当たりの配当金額」及び「1株当たりの利益金額」がいずれも0であり、かつ、直前々期末を基準にして同項の定めに基づきそれぞれの金額を計算した場合にも「1株当たりの配当金額」及び「1株当たりの利益金額」がいずれも0であった。そのため、本件株式は、評価通達189の(1)に定める「比準要素数1の会社の株式」に該当し、同通達178ただし書の「特定の評価会社の株式」に該当する（表1参照）。

なお、本件株式は、本件相続の開始日において、評価通達188に定める「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当せず、また、同通達189に定める「特定の評価会社の株式」のうち同項の(2)から(6)のいずれにも該当しなかった。

原告は、相続税の申告において、本件株式

の1株当たりの価額を、評価通達189-2ただし書きに従い、Lを0.25とする併用方式により算定したが、Lを0.60とする併用方式（原則的な方法）により算定すべきであったとして更正の請求を行った（表2参照）。しかし、当該更正の請求が認められなかったため、訴訟を提起するに至った。

Lの値を0.25としたことに不合理な点なし

東京地裁はまず、相続税法22条と評価通達との関係について、「評価通達の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有しており、かつ、当該財産の相続税の課税価格がその評価方法に従って決定された場合には、当該課税価格は、当該評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情の存しない限り、相続開始時における当該財産の客観的交換価値としての適正な時価を上回るものではないと推認するのが相当である」との考えを示した。

原告は、継続企業において、当期に経営内